



台湾弁護士協会(1931-1935)に関する予備的研究 : 基本情報の整理を中心に

小野, 博司

(Citation)

神戸法學雑誌, 64(2):225-259

(Issue Date)

2014-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81008696>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008696>



神戸法学雑誌第六十四卷第二号二〇一四年九月

台湾弁護士協会（1931-1935）に関する 予備的研究 ——基本情報の整理を中心に——

小 野 博 司

目次

- I. はじめに
- II. 結成——三弁護士会連合——
- III. 活動——総会決議を手がかりに——
 - 1. 総会決議（第2回～第4回総会）
 - 2. 業務改善にむけての取組み
 - 3. 人権侵害事件への取組み
 - 4. 法制改革にむけての取組み
 - 5. 『法政公論』の刊行
- IV. 解散——ジュノー号事件をめぐる内紛——

I. はじめに

近代法の継受はいくつもの条件が重なり合い実現されるものであるが、人的

条件もまたその重要な一つに数えられる。⁽¹⁾ 人的条件のなかにも多種多様なものが含まれるが、例えば弁護士団体は近代法の定着に寄与し、また既存の法制に見直しを迫る存在としてその一つに挙げることが可能であろう。⁽²⁾

戦前の代表的な弁護士団体である日本弁護士協会に関していえば、少なくとも基本情報についてはすでによく整理されているといえる。⁽³⁾ このところ弁護士史研究は活況を呈しており、さらに先年機関誌『日本弁護士協会録事』の一部（明治期刊行分）が復刻されたことから、日本弁護士協会をはじめとする内地の弁護士団体については今後研究の進展が大いに期待される。⁽⁴⁾ 他方で、外地の弁護士団体に関しては基本情報の整理すら行われておらず、あるいはここにも日本の近代法史学界の伝統的な思考枠組である「一国法史観」を見出すことができるかもしれない。

ところで、筆者は近年日本における近代法継受を東アジアにおける近代法継受のとば口として再評価することを構想しているのであるが、このような立場から見たとき外地の弁護士団体は重要な人的条件の一つであるということができ⁽⁵⁾る。旧稿では、こうした観点から日本弁護士協会台湾支部（以下、台湾支部）

- (1) 例えば、近代法継受の初期段階では外国法の翻訳者が重要な人的条件として挙げられる。この問題を取り上げた拙稿として、「近代法の翻訳者たち（1）——山脇玄と守屋善兵衛——」『法政策学の試み』第16集（2015年3月刊行予定）がある。
- (2) 弁護士団体を人的条件として取り上げた拙稿として、「明治40年代における行政裁判法改正事業——日本弁護士協会の活動を中心に——」『神戸法学雑誌』第62巻第1=2号（2012年）がある。
- (3) 大野正男「職業史としての弁護士および弁護士団体の歴史」同編『弁護士の団体〔講座現代の弁護士第2巻〕』（日本評論社、1970年）、三阪佳弘「設立期の日本弁護士協会」岩谷十郎＝村上一博＝三阪佳弘監修『日本弁護士協会録事明治編』別巻（ゆまに書房、2008年）。
- (4) 岩谷十郎＝村上一博＝三阪佳弘監修『日本弁護士協会録事 明治編』全31巻（ゆまに書房、2004-2008年）。
- (5) 拙稿「日本近代法史から東アジア近代法史へ——「日本」を例に——」『21世紀アジアにおける台湾法と日本法の協働に向けた対話（第1回：政治大学と神戸大学の法学分野における高度研究・教育連携推進ワークショップ）』（2014

を取り上げたが、本稿もまた同じ問題関心のもと、台湾支部解散後の1931（昭和6）年に結成され、1935（昭和10）年に解散した台湾弁護士協会（以下、協会）⁽⁶⁾を紹介したい。

筆者は海外の研究状況には不案内であるが、協会について最も詳しく論じているのは陳銑雄氏である⁽⁷⁾と考える。陳氏の論文は、協会の成立（「本土化之全島性辯護士團體」、活動（「人權擁護事件」、解散（「久諾于（ジュノー…筆者注）號商船事件」）をバランス良く論じており、協会を取り上げた近年の文献もこれに依っているというのがその理由である。本稿もまた、陳氏の業績に多くを学んでおり、利用できる資料が限られているために取り上げる事例や文献の引用箇所の重複も少なくない。ただし、日本時代の在台弁護士の通史を描かれた陳氏に対し、本稿は、協会を近代法継受の人的条件として捉えていることを弁明しておきたい。また陳氏は、資料として協会の機関誌である『法政公論』しか用いていないため、自身も認めておられるように同誌が刊行されていない⁽⁸⁾1931（昭和6）年から1933（昭和8）年に関してはほとんど記述がない。この点、本稿では新聞・雑誌等を用いて可能な限り補うこととした。

年）。

- (6) 拙稿「植民地台湾における行政救済制度の成立——訴願法施行の経緯を中心に——」『神戸法学雑誌』第63巻第1号（2013年）および同「日本弁護士協会台湾支部の法制改革運動——1910年代前半の内地人弁護士の「人流與跨境」を中心に——」中央研究院台湾史研究所主弁『「日本帝国與殖民地：人流與跨境」國際學術研討會會議資料』（2014年）。
- (7) 陳銑雄「日治時期的臺灣法曹——以國家爲中心之歷史考察——」国立台湾大学法律学研究所硯士論文（1996年）266-277頁。本稿の作成にあたり謝政徳先生（大阪大学大学院法学研究科招へい研究員）から中国語の読解についてご教示を賜った。心よりお礼申し上げる。なお、この点に関する誤りは当然ながらすべて筆者の責に帰するものである。
- (8) 王泰升＝曾文亮編『二十世紀台北律師公会会史』（台北律師公会、2005年）95-96頁、102頁。なお同書の当該箇所は、村上一博「日治期台湾における弁護士制度の展開と台湾人弁護士」『明治大学大学史紀要』第18号（2014年）140-141頁、147-148頁で訳出されている。
- (9) 陳・前掲「日治時期的臺灣法曹」、272頁。

以上のように、本稿は、陳氏の業績に学びつつも、問題関心や資料面において独自性を示すことを目指したものであるが、能力不足のために基本情報の整理にとどまった。当初の目標を達成できなかったものの、これまで日本の近代法史学界では存在すら知られていなかったことを鑑み、資料の引用をやや長めに行い、「資料紹介」の性格も持たせる形で公表することにした。本稿が、「予備的研究」と題するのもそのためであることを予めお断りしておく。協会が、東アジアにおける近代法の継受に具体的にどのような役割を果たしたのかという本稿が本来取り組むはずであった問題については今後の課題としたい。

Ⅱ．結成——三弁護士会連合——

1931（昭和6）年10月14日、台北弁護士会は「本島特殊事情に基く法律制度の研究と之れが改善を圖り内臺司法共通制度實施の機運を促進し本島在住民の^{（權）}益を^{（補護）}し相倚り相輔けて文化の發展を期す」^{（10）}ことを目的に、任意団体である台湾弁護士協会の結成を可決した。結成時の参加者は全在台北弁護士（158名）^{（11）}の半数を上回る87名であった。

10月18日、台北鉄道ホテルで第1回総会が開催された。台北弁護士会所属の最長老である龔和藤次郎が議長となり、安保忠毅、龔和藤次郎、井川正直、金子^{（13）}、古屋貞雄、生野利一、鼓包美、桧垣元一（以上、台北弁護士会所属）、

（10）「台湾弁護士協会大演説会」『台湾日日新報（以下、台日）』（1931年10月16日付）。なお本文・注での引用は基本的に原文のまま行った（ただし、法令名・資料名・記事名・書籍名・論文名を除く。また原文で引用部分に付されている傍点等は省略した）。印刷不良等で判読不可能な文字は■とした。当該引用部分のルビは、陳・同上、269頁による。

（11）陳・同上、268-269頁。

（12）「台湾弁護士協会」台日（1931年10月19日付）。なお、蔡翼謀＝陳月嬌編『蔡式穀迹録』（竹塹文化資産叢書出版社、1998年）52頁に「台湾弁護士協会創立記念」と題された写真が掲載されている。

（13）記事には姓しか記載されておらず、当時台北弁護士会には金子姓の弁護士（金

山口義章、渡部彌億、加賀龍夫、周淵源（以上、台中弁護士会所属）、津田毅一、帖佐顕、芝沼栄作、白石保二、樋口常彌（以上、台南弁護士会所属）の17名が理事に選出された。文末【表I】は、1935（昭和10）年1月刊行の『法政公論』第6号に掲載された協会幹部の一覧である。台北・台中・台南三弁護士会の会長（安保・野津・芝沼）が名を連ね、その他の幹部も概ね含まれていることから、理事は弁護士会（＝1900年「台湾弁護士規則」第2条）の幹部を中心⁽¹⁴⁾に選出されたと考えられる（ちなみに、理事20名の所属は、台北8名、台中5名、台南7名⁽¹⁴⁾）。このことから、協会は弁護士会間の連絡・連携を目的とする三弁護士会の連合体であったと考えることができる。

理事選出後、協会は、以下の8項目にわたる「實現目標」を決議した。

1. 内臺司法統一促進に關する件
2. 事物管轄に關する法院條例改正の件
3. 法院増設並に職員増加に關する件
4. 戸籍■■■■促進に關する件
5. 民事争訟調停を法院に移管する件
6. 人權■■■の爲め法規を改廢するの件
7. 職權濫用の廢止に關する件
8. 綱紀肅正に關する件⁽¹⁵⁾

全島規模の団体結成の動きは、以前にも何度か見られた。例えば、1924（大

子光太郎、金子四郎）が2名所属しているため特定できなかったが、おそらく副会長の金子光太郎のことであろうと推測される。

(14) 陳・前掲「日治時期的臺灣法曹」、269頁。

(15) 前掲「台湾弁護士協会」。

正13)年7月には、台南弁護士会⁽¹⁶⁾と台中弁護士会⁽¹⁷⁾が相次いで「臺灣辯護士協會」設立についての協議を行った。1927(昭和2)年7月の台北弁護士会有志の「台湾弁護士會協會」組織に向けての動きを紹介した『台湾日日新報』の記事は、全島規模の団体結成の機運が高まった理由を以下のように伝えている。

本島の辯護士會は臺北、臺中、臺南と各法院所在地に分れて全島的の連絡が缺けて居た今から數年前他の名義で連絡が取れて居たが自然消滅の形ちで其儘となり今日に及んで居る(中略)本島現在の組織では時勢に遅れて居るとの見地から臺北辯護士會員有志有圖り臺灣辯護士會協會設置の必要を説くものであり何れも賛意を表して居るので近く具體的に■案をたて全島在野法曹にはかる計劃をして居る⁽¹⁸⁾

「他の名義で連絡が取れて居たが自然消滅の形ちで其儘となり今日に及んで居る」というのは、あるいは1907(明治40)年から1925(大正14)年まで活動していた台湾支部のことを指しているのかもしれない⁽¹⁹⁾。台湾支部は、1900(明治33)年8月創刊の『台湾民報』の経営に携わった弁護士(小林勝民、土屋理喜治、中村啓次郎、古川清一、蓑和藤次郎)が中心となり弁護士会の枠にとらわれずに組織された団体であった。台湾支部結成の目的は、弁護士出身の帝国議會議員(=法曹政治家)と近い関係にあった日本弁護士協会の政治力を借りて台湾の法制改革を実現することにあり、1910年代前半には思惑通り裁判所構成法・弁護士法・行政裁判法・訴願法の台湾施行を内容とする法案を帝国議會に提出することに成功した。しかし、有力メンバーの離台もあり、1910

(16) 「全島弁護士協會」台日(1924年7月2日付)、「台湾弁護士協會設立に賛成」台日(1924年7月8日付)、「三百的營業者の取締と弁護士協會を設立す可く」『台南新報(以下、台南)』(1924年7月3日付)。

(17) 「台湾弁護士協會設立協議」台日(1924年7月25日付)。

(18) 「台湾弁護士協會創立計画」台日(1927年7月31日付)。

(19) 「日本弁護士協會台湾支部解散」台日(1925年2月5日付)。

年代後半以降活動に翳りが見始め、台中・台南両弁護士会が「臺灣辯護士協會」設立に向けて協議を行う直前の1924（大正13）年2月には、「日本辯護士協會の臺北支部」の解散についての報道がなされている。⁽²⁰⁾ 時期的に見ても、協会は台湾支部に代わる全島団体たることを期待されたものと推測される。

会員の顔触れを見てみると、安保忠毅と津田毅一という弁護士では2人しかない総督府評議会員が幹部に名を連ねているほか、少なからぬ本島人弁護士の名前も見られる。「前身」である台湾支部は内地人のみで組織されていたが、協会は、蔡式毅、周淵源、沈榮が理事を務めるなど内台混交であった。⁽²²⁾

内地人弁護士のなかには内台混交の協会が成立した1930年代においても露骨な民族差別を口にする者がいた。例えば、台中弁護士会所属の常見秀夫を筆頭とする台湾改進黨（1933年結成、1934年4月解散）が1933（昭和8）年7月15日付で内地の各大臣および台湾総督に提出した建白書（「植民地政策上ヨリ觀タル台湾統治ニ関スル建白」⁽²³⁾）では、「箸ニモ棒ニモ掛ラサル不忠不良ノ不逞漢ナリ恠巧ニシテ奸智ニ長シ朝鮮人ノ如ク直接行動ニ出スル愚直ヲ敢テセサルタケ持テ餘シモノナリ」と本島人の「民族性」を強く警戒し、「射幸性享樂性ニ強ク阿片ヲ好ム」といった「弱点ヲ利用シテ其長所ヲ殺クノ高等政策ヲ講」ずるべきと訴えている。常見は協会には参加していないようであるが、ともに

(20) 「台北支部解散」台日（1924年2月9日付）。

(21) 特に安保は、「在台日本人の有力者の中（中略）で、とりわけ影響力の強い存在」と見なされる「民勅」の一人に数えられた（駒込武「『民勅』との相互依存関係——内海忠司と在台日本人——」近藤正己＝北村嘉恵＝駒込武編『内海忠司1928-1939——帝国日本の官僚と植民地台湾——』、京都大学学術出版会、2012年所収）。

(22) 林献堂は、葉清燿の法学博士号取得を記念する祝賀会に「日本人辯護士無一人出席者」とわざわざ日記に記しており、内地人弁護士と本島人弁護士との間に距離感があったことをうかがわせる（許雪姬＝周婉窈編『灌園先生日記（五）一九三二年』、中央研究院臺灣史研究所籌備處＝中央研究院近代史研究所、2003年、新7月31日条（312頁））。

(23) 「植民政策上ヨリ觀タル台湾統治ニ関スル建白」国立国会図書館憲政資料室所蔵『斎藤實文書（書類の部）』189-2。

建白書に名を連ねた台中弁護士会所属の遠山景一は協会に所属し理事も務めている。

他方で、同じく協会理事を務めた蔡式穀は、1920（大正9）年1月の新民会結成にも参加した古参の本島人政治運動家である。ちなみに、1936（昭和11）年当時の蔡の事務所には、「自治聯盟臺北支部」、「自治聯盟臺北事務局」の看板がかかっており、『法政公論』にも1935（昭和10）年の地方制度改革に反対する勢力を批判する文章を掲載するなど自身の政治的立場を一切隠していなかった。⁽²⁴⁾ 遠山や蔡のような相対する立場の持ち主が共存していることから、協会が台湾支部のように特定の政治思想を持っていたとは考えづらく、やはりその目的は三弁護士会の連絡・連携だったと見るのが自然である。

ただし、「眠れるが如く創立以来二箇年有餘を經過し世人をして物好きの團體と冷笑せしめたる臺灣辯護士協會」⁽²⁵⁾と称されることもあったように、協会の船出は決して順風満帆ではなかった。⁽²⁶⁾ 第2回総会もなかなか開催されず、第1回総会から約1年半後の1933（昭和8）年2月ようやく開催された。しかもこの第2回総会では会員から以下のように協会に対する不満が噴出した。

同會理事井川辯護士の會計報告の際會費の徴収思はしからぬことから端なくも臺南側津田弁護士から「臺南に於ては協會脱退者續出しつつあり」と報告、臺中側も山口辯護士會長より會員の動搖報告あり（中略）同協會の活動に對し臺中、臺南の一部會員は不安と危惧を抱き協會不信任の聲を高めるに至つたのは同協會設立後一年有半何等司法制度確立の上に益する所なく全く有名無實に終らんとしつつあるに基くもので臺中、臺南側も極力

(24) 蔡＝陳・前掲『蔡式穀迹録』、67頁。ちなみに協会会長の安保は「台灣自治制度改革」に「反對」であった（許雪姬＝呂紹理編『灌園先生日記（六）一九三三年』、中央研究院臺灣史研究所籌備處＝中央研究院近代史研究所、2003年、新6月9日条（232頁））。

(25) 壽齋老逸「弁護士協会に捧ぐ」『法政公論（以下、公論）』第8号（1935年）10頁。

(26) 陳・前掲「日治時期的臺灣法曹」、274頁は、協会は「臺灣辯護士間已建立堅強的組織、並在社會中取得一定的發言地位」と評価する。

此點を指摘しこれに對し本部側役員即ち臺北側は一々具體的説明を試みて協會の活動を述べた（以下略）⁽²⁷⁾

ここで注目したいのは、「設立後一年有半何等司法制度確立の上に益する所なく全く有名無實に終らんとしつつある」との手厳しい批判を投げかけたのが、台中・台南の弁護士会に所属する者たちであった点である。前述のとおり、協會結成を決定したのは台北弁護士協會であり、理事長に就いたのは同会長の安保忠毅であった。確かに協會は三弁護士会の連合体であったが、実際には台北弁護士会中心の組織であり、このことが台中・台南からの参加者者には不満だったのではないかと推測される。それゆえ協會は、結成当初から三弁護士会の連絡・連携の実現が危ぶまれる状況にあったと考えられるのである。

Ⅲ. 活動——總會決議を手がかりに——

1. 總會決議（第2回～第4回總會）

それでは次に、協會の活動を紹介していきたい。そのための手がかりとして、最初にまず總會決議を確認しておきたい。第2回總會は台中で30名の参加者をもって、第3回總會は台南で23名の参加者をもって、そして第4回總會は台北で50余名の参加者をもって開催された。これらの總會で決議された事項については陳氏の論文では紹介されていないので、煩瑣の誹りを受けるかもしれないが全て掲載しておく。⁽²⁸⁾

(27) 「司法制度確立人權擁護の設立當時の精神と遠ぼざかり行く台灣弁護士協會」台日（1933年2月14日付）。

(28) 陳・前掲「日治時期的臺灣法曹」、270頁には、「以一九三一至一九三三各年年會所討論的議題案來看（以下略）」とあるが、この期間の決議事項は紹介されていない。

第2回総会決議（1933年2月12日）⁽²⁹⁾

1. 親族相続法を速に本島に施行の件
2. 本島に裁判所構成法施行の件
3. 本島に於ける民刑事の最終裁判を大審院に於て統一する件
4. 本島に於ける檢察事務を司法大臣の監督に移す件
5. 行政裁判制度を施行の件
6. 檢察官直屬の司法警察官設置の件
7. 本島に於ける特別法規を速に改廢する件
8. 民事調停制度を法院に移管方促進の件
9. 法院職員促進の件
10. 警察官の職權乱用矯正方促進の件

第3回総会決議（1933年11月5日）⁽³⁰⁾

1. 本會規約改正の件
2. 内臺司法統一に關する件
3. 法院増設司法増員に關する件
4. 民事訴訟を法院に移管するの件
5. 信託法信託業法を速かに施行する件
6. 犯罪即決例を違警罪即決例と同様に改正するの件
7. 親族法相續法戸籍法を臺灣に施行の件
8. 犯罪捜査に關して不當なる警察權を行使せる實例多々あり監督官廳に於て相當の處置を講ずることを認むる各事件發生と同時に之を本部に報告すべき件

(29) 「台湾弁護士協会第二回総会」台南（1933年2月13日付）。

(30) 「台湾弁護士協会第三回総会開かる」『台湾新民報』（1933年11月6日付）。

9. 法院に提出すべき訴訟書類は臺北と同様に墨書にあらざるものをも受理すべきを改正するの件
10. 本島に行政裁判所設置の件
11. 検察官直屬の司法警察設置の件
12. 法院事務速進を促すの件
13. 臺灣に施行する浦律^(ママ)の特例に屬する件中刑事に關する特例を廢止するの件

第4回總會決議 (1934年11月4日) ⁽³¹⁾

1. 臺灣に裁判所構成法及行政裁判制度に關する諸法令施行の件
2. 法院檢察局職員の待遇改善、増院の促進並びに榮進の途を與へる件
3. 民事■訟調停を法院に移管するの件
4. 人權尊重に關する諸法令改善の件
 - (A) 臺灣に施行する法律の特例に關する件中第三章刑事に關する件『第二十八條、第三十三條、第三十七條、第四十條』を削除するの件
 - (B) 犯罪即決例を違警罪即決例と同様改正するの件
5. 法廷取締規則全部を廢止するの件
6. 司法事務の敏活を促す件
7. 第二回總會に於ける旅費支給に關する件中『總會出席のため若しくは』は削除するの件

決議のなかには、台湾支部ですでに問題にされていた事項も含まれている。なかでも裁判所構成法や行政裁判法の延長施行は、台湾支部の指導者たちが訴訟代人時代から訴えていたものであり、前述のとおり、1910年代前半には帝国議會に法案が提出されたこともあった。これらが決議で取り上げられている

(31) 「人權尊重に關する法令の改廢も可決」台日 (1934年11月5日付)。

点において、協会は領有直後からの在台弁護士の問題意識を継承していたといえる⁽³²⁾。ただし、決議中には台湾支部時代には見られなかったものも存在している。その1つが業務改善に関するものであり、もう1つが人権侵害に関するものである。これらのことが決議事項に含まれていることは、協会に参加した弁護士たちが一定程度台湾社会に根差していたことを意味しているように思われる。この点は、在台北法を内地の政治家を巻き込んで改革するという「帝国大」の視点が際立っていた台湾支部とは対照的である。弁護士制度が出来て早三十年が経過し内地出身者も含めて台湾が生活拠点となる者が増えるにつれて、取り上げる問題もまた日常の活動に関わる身近な「台湾大」のものになっていったものと推測される（＝「本土化（*localization*…筆者注⁽³⁴⁾）」）。

次節以下では、決議に取り上げられた3つの事柄（業務改善、人権侵害、法制改革）に関する協会の活動を紹介していきたい。

2. 業務改善にむけての取り組み

協会の活動の一つとして、業務改善に向けての取り組みを挙げることができる。例えば、後述する1935（昭和10）年4月の上申書・建議書案では、司法事務の敏活を期するための「法院検察局職員待遇改善並に増員促進の件」や「官僚主義のムキ出しであり辯護士を侮辱するも甚だしい」法廷取締規則（＝1905（明治38）年「法廷取締等二関スル件⁽³⁵⁾」）の廃止が訴えられている。また機構改革や弁護士の地位向上のほかにも、決議では「法院に提出すべき訴訟書類は臺北と同様に墨書にあらざるものをも受理すべきを改正するの件」といったものも見出すことができる。おそらくこれらは在台弁護士界では長年問題視

(32) 陳・前掲「日治時期的臺灣法曹」、269頁。

(33) 台湾支部と協会の決議事項の比較は、同上、270頁でも行われている。

(34) 陳銑雄氏は、協会の「擁護權益的對象」が「全島住民」であることを挙げ、1930年代前期の多くの弁護士は「民族差異の偏狭心態」を持たずに、その関心を「「本土化」的現象」に向けていたと説明する（同上、269頁）。

(35) 横山市治「速かに悪法を葬れ」公論第14号（1935年）3-4頁。

されていたものであったと思われる。

協会は当局に対する要望のみならず、弁護士業務についての社会の理解を深めることにも意欲的であった。1933(昭和8)年12月9日の『台湾日日新報』に、主に弁護士の報償契約を批判する「法曹界の某有力者」の談話が掲載された⁽³⁶⁾。このなかでは、弁護士は「不起訴になつたら何百圓、保釋になつたら何百圓寄越せ」という報償契約を結んで時に大金を「せしめ」ているが、これらの判断は検察局や法院の「獨自の見解」によるものなので「右の如き謝金契約は厳しく言ふとこれを有効とすべきものではない」という主張が展開された⁽³⁷⁾。協会はこの「法曹界の某有力者」の談話に対し12月21日付で以下の声明を発表した。発言者が特定できない談話に反論することよりも、この機会に弁護士業務に対する正しい知識を発信することが声明発表の目的だったと見られる。

一、辯護士の職務と其の範囲

(前略) 弁護士は如上専屬職務の外各種紛争の解決諸契約の締結法律問題の鑑定其他諸般の法律事務に従事するは勿論なり、特に被疑者より『公訴提起前豫め弁護士を委任して弁護準備を充分ならしむると共に被疑者に對する過當なる攻撃を防禦する爲其の權益辯護の事務を委任することを得べく』 弁護士が之が爲め蒐集せる証據の提出法律上及事實上の弁明並に事■に對する特殊事情の具申等檢察官の起訴不起訴を決定する資材を供する諸種の行爲等は之れ又何れも其の職務の範疇に屬するものなり(中略) 被疑者に對する不起訴處分は檢察官獨自の見解に依り決するものにして其の間弁護士が介在すべき餘地なしとの議論は以上詳述する處によりて甚しき誤■なる事明瞭なり

(36) 「クチナシ」台日(1933年12月9日付)。

(37) 例えば、林献堂も20円の罰金事件に対し330円の謝礼を求める弁護士の対応を「實爲不正當」と訴える林士英に対し、「誠然」と答えている(前掲『灌園先生日記(六) 一九三三年』、新5月7日条(190頁))。

二、辯護士の報償契約の効力

弁護士が訴訟事件其他法律事務の委任を受くるに當り報償契約を締結し之に基き報酬を請求することは法律上當然の權利なるのみならず社會道德上より觀るも一點非■の餘地なき明白なる事理に屬す論者は保釋、不起訴釋放等は係判官、檢察官等獨自の見解により決するものにして其の間弁護士介在の餘地なきを以て右事項に關する弁護士の報償契約は効力なしと論ずるも斯くの如きは報償契約の本質を解せざる勉強不足の議論なり、即ち前項に於て詳論したる如く公訴提起後の行爲は勿論不起訴釋放等公訴提起前の行爲と雖も弁護士の職務範圍なる以上苟も被疑者の權益擁護の爲めに努力し之れが勤勞に對する報酬を受くる事は之れ又當然にして何等疑義を挟む餘地なし⁽³⁸⁾

以上のように、協会は業務環境改善のために自身の要望や考えを外部に発信したが、同時に今日「弁護士倫理」と呼ばれるものの涵養にも取り組もうとしていた。その証拠に、第1回総会で決定された「實現目標」には、「綱紀肅正に關する件」が含まれているのである。

在台弁護士の氣質については、弁護士自身の中からも「臺灣には儲けに來たのだ。正義も屁つたくれもないと云ふ植民地根性の遺風が因襲の久しきで未だに去り難い所があるのではないかと思はるゝ點と、從來頼るべき法規なく専ら慣習條理に依て裁判をした時代に裁判官の御機嫌取りに勤めて來た其の遺風が未だに情勢で残つてゐる」ために「辯護士氣質と云ふものが薄い様に思はれる」といった批判の声が上がっていた。「辯護士氣質」とは、「正義の爲めには『千萬人と雖我往かん』と云ふ氣慨即ち男らしさ（中略）であり『御無理御尤も』の官僚氣分とは凡そ縁の遠い」ものだとされているが、こうした「辯護士氣質」が乏しいために在台弁護士は「法院に對しては如何にも弱過ぎる様であり、餘りに御機嫌を取り過ぎる様」であり、「訴訟に勝ちさへすればよい、手段方法

(38) 「台湾弁護士協会が声明書を發す」台日（1933年12月21日付）。

は二の次だと云ふ風な非武士道的な所がある様」と批判されている⁽³⁹⁾。

協会設立以降に限ってみても、法律顧問を務める新聞社の発行する新聞に自ら執筆した依頼人に有利になる記事を掲載させたり（1933（昭和8）年4月10日停職4カ月決定⁽⁴⁰⁾）、書記・通訳に贈賄の必要があると依頼人を欺き、金銭を騙取しようとしたりする（1934（昭和9）年8月17日停職10カ月決定⁽⁴¹⁾）、といった懲戒事例が発生していた。さらに1935（昭和10）年9月には理事の井川正直と古屋貞雄が脅迫事件により拘引されるという「不祥事」を起こしている⁽⁴²⁾。協会会長の安保が『法政公論』の創刊号に「弁護士と武士道は同じであり、弁護士は、その信任関係に基づいて法律事務を処理し、民衆のために正義の大道のうえに権力を伸張し、詭弁あるいは権謀術数ではなく智仁勇をもって正義を実現するべきであり、弁護士が、術士に墜落し、法術に溺れてはならない⁽⁴³⁾」と弁護士倫理を説いたのも在台弁護士の風紀の乱れを感じていたからであろう⁽⁴⁴⁾。

同じ全島団体であっても台湾支部が職業倫理について議論することはなかつ

(39) 末廣生「台湾の弁護士気質」公論第6巻（1935年）48-49頁。

(40) 「弁護士懲戒決定」『府報』第1790号（1933年）72-73頁。

(41) 「弁護士懲戒決定」『府報』第2084号（1934年）51頁。

(42) 「商銀総会席上で巧妙な恐喝？」台南（1935年9月19日付）。両名は9月27日に処分保留で釈放された（「古屋、井川両氏昨日釈放さる」台日、1935年9月28日付）。

(43) 村上・前掲「日治期台湾における弁護士制度の展開と台湾人弁護士」、141頁より重引。

(44) 具体的な問題として挙げられるのは、事務員（通訳）の歩合制の問題である。内地人弁護士の場合、主に本島人事務員（通訳）が「弁護士から二割乃至三割甚だしいものに至つては五割」（「歩合制度の廃止認可申請案出づ」台日、1934年3月12日付）という仲介料を取っており、一部では弁護士は「事務員の顧問弁護士」（「歩合制度を中心に反役員派の暗躍」台日、1935年5月12日付）と評されていた。台北弁護士会は、1934（昭和9）年2月および3月の総会で、これを「弁護士一般の風教上より見るも忍び難きもの」と認め、「弁護士の品位を向上し風紀を肅清し直接社会一般の■任關係に立脚して眞面目に我等の天職に邁進」するためにその廃止を決定した（「波瀾の因は歩合制度問題」台日、1935年5月12日付）。

た。中心メンバーである小林勝民や中村啓次郎などが政治家に転身したことが象徴しているように、台湾支部は「属人的な内地延長主義」⁽⁴⁵⁾の実現を目標とする政治団体であった。これに対し協会は、「思想」ではなく「職業」に基づいて組織された団体であった。協会は、職業倫理を含め、それまで全島規模で議論されることのなかった弁護士の業務改善に取り組んだ最初の団体であり、その意味で台湾における法律専門職の形成の原点に位置していたといえよう。⁽⁴⁶⁾

3. 人権侵害事件への取組み

協会の活動として2つ目に挙げられるのが人権侵害事件への取組みである。なかでも、1935（昭和10）年1月の新営事件には総力をあげて取り組んだ。

事件について簡単に紹介しておく。⁽⁴⁷⁾台南州新営郡では、1934（昭和9）年に郡守を会長として組織された新営郡土地改良協会による土地開発が進められていた。その主たる目的は糖業発展のための甘蔗耕作地の拡大であったといわれているが、そのための深耕により看天田（＝「砂礫層地表の地表から五寸ないし一尺下に厚さ七～八寸の重粘土層のある（中略）特殊の土壤」⁽⁴⁸⁾）での稲作が困難になることを危惧した一部の農民が当局と衝突した。1月12日、新営郡柳営庄での深耕作業を妨害したとして8名が逮捕されたことを受け、15日付で地主の劉明電から協会に対し「何卒貴會に於いて實地御調査の上人權を擁護され

(45) 岡本真希子「植民地統治初期における内地人の政治・言論活動」『社会科学』第86号（2010年）118頁。

(46) 陳・前掲「日治時期的臺灣法曹」、271頁。

(47) 新営事件（ヒースプラウ事件、柳営事件）に言及した邦語文献としては、安里積千代『一粒の麦 八十年の回顧——米軍施政下の四半世紀——』（民社党沖縄県連合会、1983年）、向山寛夫『日本統治下における台湾民族運動史』（中央経済研究所、1987年）、清水美里「日本植民地期台湾における「水の支配」と抵抗——嘉南大圳を事例として——」『言語・地域文化研究』第15号（2009年）がある。

(48) 向山・同上、1177頁。

む事を懇願奉候⁽⁴⁹⁾」との電報が送られてきた。その後当局は、事件は劉の指示によるものと見て21日にその身柄を拘引した。

劉拘引の報を受けて、協会は蔡式穀らを現地に送り込んで調査を開始した⁽⁵⁰⁾。調査の結果、協会は、警察権の行使により深刻な人権侵害が引き起こされたことを発見したとして、2月15日に理事と特別委員の混合会議を開催し、鼓包美、古屋貞雄、安里積千代の起草による「(前略) 國家の權利を行使するの地位にあるもの功名心又は憎悪感にとらはれ自我を貫徹すべくその權力を亂用して不法を敢へてしたるものにして臺灣統治上悲しむべき一大不祥事たりと認むよつて本協會はその使命に鑑み法治國最後の堡壘たる司法權の神聖を確立するためここに新營郡事件に對する所信を披瀝し以て當局の責任を明らかにしその善處を促さん⁽⁵¹⁾」との声明を発表した。また、これに併せて中川健蔵総督、伴野喜四郎高等法院檢察官長、石垣倉治警務局長に陳情を行った。陳情の内容は、総督に対しては「本件につき關係當局の責任を明かにせし」め、「本件並に之に類似する不祥事は臺灣に施行する規定特例に基因するものと認む、■つて■時廢止實現を期する」、高等法院檢察官長に対しては「新營郡下における被疑事件につき特に慎重なる捜査を求むる」であつたと報じられて⁽⁵²⁾いる。

3月5日、台南地方法院檢察局は本件に関するすべての者を不起訴とした。協会は同日理事会を開催し以下の声明書を発表した。

(前略) 本協會ガ曩ニ新營郡當局ニ人権蹂躪ノ事實アルヲ指摘シ法權ノ神聖ヲ擁護スベク蹶起シタルハ大乘的見地ノ下ニ當局ノ暴舉ニ對スル反省善處ヲ要望シ以テ汎ク他ヲ戒メ臺灣統治ノ完璧ニ寄與セントスル所以ニ他ナ

(49) 「調査依頼に出北した劉明電を突如に拘引」公論第9号(1935年)20-21頁。

(50) 蔡以外に派遣されたのは、鼓包美、芝沼榮作、樋口常彌、安里積千代、沈榮であつた(「果敢にして迅速な弁護士協会の活躍」公論第8号、1935年、20頁)。

(51) 「功名心、憎悪感に捉れ權力を亂用」台日(1935年2月16日付)。

(52) 「要路を訪問陳情」台南(1935年2月17日付)および前掲「果敢にして迅速的な弁護士協会の活躍」、20頁。

(53) 「第二回特別委員会で人権蹂躪問題決議」台南(1935年2月16日付)。

ラズ今や檢察當局ノ公明ナル取調終了ニヨリ事件ノ全貌ヲ明確ニシ弱者ノ冤ヲ雪ギ本協會ノ主張ヲ貫徹シ得タルニ際シ新營事件ニ對スル糾弾ノ鋒ヲ収メ改メテ此種不祥事件ノ根元タル法律制度ノ改廢等ニ向ツテ邁進セントス（以下略）⁽⁵⁴⁾

一方、翌6日に今川淵台南州知事が談話を発表した。⁽⁵⁵⁾ このなかで今川は、「檢察當局の結果は州當局當初の調査と何等變る所なく特に人權蹂躪當不法事實の疑惑一掃された事は満足にたへない所であり之で所謂新營事件も最後の解決を見た」と、執拗な追及を見せる協会に対し事件の解決を強調した。しかし、協会はこの今川談話に敏感に反応し、11日開催の理事会で安保理事長の談話の形式をもって今川談話に反駁することを決定し、以下の談話を発表した。

新營事件ノ責任者タル今川臺南州知事ハ（中略）郡當局ニ於テ全然人權蹂躪等ノ不法ノ事實ナキガ如ク公表シタルハ檢察當局ノ神聖ヲ冒■シ部下ノ非違ヲ曲庇シ以テ社會ヲ欺瞞シ將來重ネテ此種不祥事件ノ惹起ヲ助長スル虞レアルモノニシテ公人トシテ恕スベカラザル不謹慎且ツ不當ノ態度ト云フベク臺灣統治上洵ニ遺憾トスル所ナリ、若シ夫レ知事トシテ責任ヲ解スルモノナルニ於テハ須ラク事實ノ真相ニ付キ公正ナル檢察當局ノ■ヲ乞ヒ猛省スベキナリ。⁽⁵⁶⁾

新營事件では当局の農民への人權侵害を批判しただけでなく、3月5日の声明書において「本協會ノ主張ヲ貫徹シ得タルニ際シ新營事件ニ對スル糾弾ノ鋒ヲ収メ改メテ此種不祥事件ノ根元タル法律制度ノ改廢等ニ向ツテ邁進セントス」と述べていたように「人權蹂躪」を引き起こす制度にも目を向けていたことに注目したい。「此種不祥事件ノ根元タル法律制度」というのは、おそらく

(54) 「人權蹂躪問題に関する理事会」公論第9号（1935年）27頁。

(55) 「新營ヒースブラウ事件」台日（1935年3月7日付）。

(56) 前掲「人權蹂躪問題に関する理事会」、27頁。

郡守が各郡に配置されている警察職員に対し指揮監督権を有する郡守警察制度と呼ばれる独自の地方統治法（＝1920（大正9）年「台湾地方官官制」第36条第2項⁽⁵⁷⁾）のことであろう。この地方統治法に対しては、1920年代後半に総督府の一部でも「郡警分離」論が検討され始めていた。

『法政公論』でもこの問題についての特集が組まれ、「分離の本質論」、「警察の分離論」、「現制度の弊害」、「反対論の根拠」を説明したうえで、分離に賛成する伴野喜四郎（高等法院検察官長）、石垣倉治（警務局長）、大澤貞吉（台湾日日新報主筆）、蒲田丈夫（大阪朝日新聞台北支局長）、林呈祿（台湾新民報主筆⁽⁵⁸⁾）の談話が紹介された。これを見る限り、協会も分離に賛成の立場であったと考えるのが自然であろう。

その証拠に、協会理事とともに台湾自治連盟幹事の肩書を持つ蔡式穀も以下のような分離論を唱えている。

郡役所の警察課を分離さして郡の所在地には警察署を置くといふ郡警分離、即ち普通行政と警察行政とを全然別個の機關によつて行はしめた方が今後臺灣の統治上好結果を得るものと信ずる。（中略）今日の様に文化が相當發達し、人智も啓け、自治制度も確立された時に於て、依然舊態を脱せず、警察官をして人民の私權問題に關係したり、普通の助長行政に關與させたりすることは百害あつて一利ない。のみならず、民意にも反して統治上斷然良い成績を挙げられ得べき所以ではない。故に一日も早く普通行政、警察行政を全然別個の機關によつて行はしむべきものである。⁽⁵⁹⁾

「郡警分離」を支持したのは、著名な政治運動家である本島人弁護士に限ら

(57) 「郡守ハ警察及衛生ノ事務ニ關シ郡ニ配置セラレタル警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス」。

(58) 「郡警分離論」公論第15号（1935年）14-17頁。

(59) 蔡式穀「郡警分離は今後台湾統治に好結果を齎すであらう」公論第15号（1935年）17頁。

ない。例えば、同じく理事の横山市治もまた、以下のように分離尚早論を退けているのである。

（前略）郡警が分離したからと言つて一般行政執行に對して、島民の遵奉の程度は直ちに遞減するとか、或は夫れが爲めに一般行政事務の遂行が圓滑を缺くと言ふ様な事はえり得ない事と思ふ。蓋し現在の制度に於ても郡守が殆んど警察の實權を警察課長に委ね、之に式、命令するといふ様なことは急の場合に限られてゐる。而してその急の場合の如きは郡警が分離された後と雖も、この獨立した警察機關が全然群守と相反する態度に出づるといふ様なことはあり得ない事である。（中略）従つて尚早論は杞憂に終るものと思ふ。この意味に於て私は斷行論に左担するものである。⁽⁶⁰⁾

1931（昭和6）年2月に高橋常吉の事務所を引継いで台南市で開業した沖繩県出身の安里積千代は、農民の依頼を受けて弁護を引き受けることになった。⁽⁶¹⁾ 前述のとおり、安里は協会の特別委員としてもこの件に関与したのであるが、協会の活躍を後年以下のように評価している。

植民地政治行政の台湾にあつて、とかく内地人が巾をきかせており、当局の意向の外に製糖会社という台湾の經濟を動かす大勢力の加つた、しかも表面的に糖業振興、農民のためという大義名分で遂行されたこの改良事業に、植民地支配下の台湾とはいえ、台湾弁護士連合会が、権力に屈せず、力なき本島人農民のために立ち上つて道理を貫いたことを、私は弁護士として誇りに思う。⁽⁶²⁾

また劉明電も「蔡式穀、鼓包美、沈榮、吉〔古…注解者注〕諸辯護士之奮

(60) 横山市治「尚早論は杞憂に終るものと思ふ」公論第15号（1935年）16-17頁。

(61) 安里・前掲『一粒の麦』、64頁。

(62) 同上、103頁。

起⁽⁶³⁾」に感謝しており、新営事件への取り組みは、おそらく協会の活動のなかで最も華々しく、かつ成功を収めたものだといえる。協会は、新営事件以外にも人権侵害事件に取り組み一定の成果を得ていたことから、在台弁護士が人権擁護事件に対して集団的に取り組むうえでの基盤を提供したと評価することができるであらう⁽⁶⁶⁾。

4. 法制改革にむけての取り組み

法制改革にむけての活動は、1935（昭和10）年4月から5月にかけて行われた。1933（昭和8）年2月開催の第2回総会では、台北弁護士会所属の鼓包美から「之等の促進には拓務大臣總理大臣を動かすの必要を認める、要務のため上京する辯護士協會員に對しては其都度交渉せしむる必要あり其權限を委任し之等の運動を組織的になさしむることを要す⁽⁶⁷⁾」との動議が出され可決されたが、管見の限りではその後具体的な動きを起こした形跡はない。しかし、領台40年を迎えたこともあってか、1935（昭和10）年に入ると4月22日開催の臨時理事会において、司法大臣に改革案を上申し、台湾総督ならびに関係官庁に建議案を提出することが決定された。前年11月開催の第4回総会決議を基に作成された上申書・建議書案の大略は以下の通りである。

(63) 許雪姬編『灌園先生日記（八） 一九三五年』、中央研究院臺灣史研究所籌備處＝中央研究院近代史研究所、2004年、新1月28日条（36頁）。

(64) 陳・前掲「日治時期的臺灣法曹」、274頁。

(65) 「両鼓膜が破れる迄に市バス運転手を殴打」公論第8号（1935年）22-23頁、「暴行交通巡査の処分決定す」台日（1935年2月16日付）。

(66) ただし、協会の活動に否定的な評価もあった。例えば『台湾』第6巻第2号（1935年）では「人権蹂躪問題と第三者」との特集が組まれ、「臺灣統治と云ふ大所高所より見て、其の影響をどうであらうか。當局の不法を糾弾し其の非を改めしむるのを反對するのではなく、當局を擁護するのでもない、特殊事情の下に在る臺灣に於いて、事を産業上の計畫に端を發し、遂に斯る問題を表面的にし、延いては内臺人の融和を阻害するに至りはしまいかを惧れるのである」（44頁）と述べられている。

(67) 前掲「台湾弁護士協會第二回総会」。

第一、臺灣に裁判所構成法及行政裁判制度に關する諸法令施行の件

（説明）臺灣に於ける裁判制度は臺灣總督府法院條例（明治三十一年律令第一六號）を以て定り臺灣特殊の法院組織である。須らく内臺司法共通制度の下に司法事務は擧げて司法省に於て統轄し、法令の解釋を大審院に於て統一せよといふのである。次に臺灣に於ては唯僅かに行政訴訟が許されて（大正十一年三月二十八日律令第五一號）居るのみで、行政訴訟の制度は認められてゐない。行政廳の處分或は裁判に因り權利を侵害せられた者が其の救済を仰ぐ行政裁判制度を認むことは法治國として當然の道行であるといふのである。

第二、法院檢察局職員待遇改善竝に増員促進の件

（説明）（前略）臺灣に於ては其の數少く人員も極めて少數であり、常に法院竝に檢察局の事務は内地に比し一割以上の過重となつてゐる。人員の手不足は事務の過重となり、事務の過重は事件の滯滞となり、惹いては人民の權利保護に缺け機敏を失するに至る。司法事務の敏活を期せんとせば先づ司法部職員の待遇改善と増員を圖らねばならぬといふのである。

第三、民事争訟調停制度改善の件

（説明）元來行政官が人民の權利義務の裁判を爲す變態的の制度を司法事務の一として判官に取扱はしむる常道に引戻すべしといふ意見である。

第四、人權尊重に關する諸法令改善の件

（A）臺灣に施行する法律に關する特例中第三章刑事に關する特例の中第二十八條乃至第三十三條及び第三十七條第四十條を削除すること。

（B）犯罪即決例を違警罪即決例と同様改正するの件

(説明) 略す。

第五、法廷取締規則廢止の件

(説明) 明治三十八年九月十三日律令第十一號を以て發布せられたものであるが、官僚主義のムキ出しであり辯護士を侮辱するも甚だし(68)いものであるから須らく廢止すべしと云ふのである。

内地では1927(昭和2)年より年1回、東京弁護士会、第一弁護士会、第二弁護士会が幹事を交代で務める全国司法部長官弁護士会長会同が開催されるようになり、各弁護士会が司法部に直接要望を伝える回路が形成されていた。外地からは朝鮮(京城、第一京城、平壤、新義州、海州、大邱、釜山)と関東州(関東州)の弁護士会が参加していたが、台湾の弁護士会は不参加であり、前述のとおり一部で不満の声が上がっていた。これは、台湾支部の解散をきっかけに、1900年代後半から1910年代前半にかけては濃密だった在台弁護士界と内地弁護士界との関係が1920年代後半には希薄になっていたためである。

これまで協会は会同には参加してこなかったが、今回に限り会同前に開催される弁護士会長打合に改革案を提出した。今回の会同の幹事である第一東京弁護士会副理事長の後藤伝兵衛が「辯護士會長の打合會が、今や正に終らんとする處に臺灣辯護士協會の議案が出ました。拝見すると極めて重要な問題で大急ぎに事務員を督勵して、謄寫版に刷つて各會場に配布して議事日程に間に合ひました⁽⁶⁹⁾」と述べているように、協会の改革案は事前通告なしに唐突に送られてきたという。協会が急遽提出した「内地臺灣の司法制度統一に關する件」は、以下のとおりである。

(前略) 領臺四十年臺灣地方自治制度の施行を機會として不羈獨立の司法

(68) 「司法制度改善に關し司法大臣に上申書台湾総督に建議案を提出」公論第10号(1935年)22頁。

(69) 後藤伝兵衛「内台司法統一に關する報告と私見」公論第16号(1935年)17頁。

権の確立と其の權威保持のため内臺司法機關の統一を高唱し以て司法權本來の使命の透徹と刷新とに寄與することは吾等法曹の責務なりと思料すればなり、希くは本協會の意の存する所を御諒察の上全國辯護士會長合同協議會の御賛同を仰ぎ貴會に於て司法大臣に對し右趣旨を申達せられ外地に於ける司法機關の爲めに格段の御協力と御盡瘁とを賜らんことを懇望に堪へず⁽⁷⁰⁾。

弁護士會長打合の後、同案は、1935（昭和10）年5月26日開催の全国司法部長官弁護士會長会同に提出された。同案に対し長島毅司法次官は、「内地臺灣の司法制度を統一することは洵に結構に存じますが併しながら之亦他の官廳との交渉事項であります。之が實現に付ては甚だ困難な問題が伴ふから其の點を御諒承願ひます。私からお答へすることは是だけであります⁽⁷¹⁾」と答弁した。なお会合には総督府法務課長、高等法院長、檢察官長、台北地方法院檢察官長、台中地方法院長も参加していたが、この問題についての発言はなかった。

法制改革案の提出によって具体的に事態が進展することはなかった。しかし、会同の報告もかねて10月に開催された第5回総会に出席した内地の弁護士会の幹部が司法制度や弁護士資格の内台統一を支持するようになるなど、内地弁護士界との間に繋がりが出来た点は収穫であった（ただし、後述するように、この直後に協会は解散してしまうのであるが⁽⁷²⁾）。

5. 『法政公論』の刊行

最後に、本稿でも利用した機関誌『法政公論』について紹介しておきたい。

(70) 同上、17-18頁。

(71) 同上、18頁。

(72) 例えば、協会解散後の1937（昭和12）年6月11日に開催された会同でも、「内臺司法機關ノ統一ヲ促進スルコト」が「從來提出シタル意見」の1つに掲げられている（『昭和十二年六月十一日於司法省）全国司法部長官弁護士會長会同議事速記録』、司法大臣官房秘書課、53頁）。

同誌は、1934（昭和9）年8月から翌年12月にかけて全16号刊行されているようである。創刊号の新刊紹介は、以下の通りである。

臺灣辯護士協會で新聞紙法によつて許可發行を見たものである、協會の宣言として、本島が當然帝國憲法施行の範域に屬するが故に嚴に其の遵由を確保し法律命令の適正なる運用を監視すると共に人文の進歩に伴ひ一般法律制度の改善を圖り内臺司法共通制度實施の機運を促進し本島住民の權益を擁護し以て法治立國の基礎を強化せん事を期す、とあつて、其の主義綱領を明かにして居る、巻頭には中川總督、平塚長官、各法院關係者、民間其他法曹人の祝辭があり、堂々日刊紙の發行祝の感がある、米南翁の新内閣を評する論文を筆頭にして法制上の論文があり、經濟としては之れ又米南翁の統制經濟の指導理念を始めとして二三ある中に、米穀統制に對する蓬萊米に關し、中瀬局長に成算ありやと云ふ一文もあつた、登録⁽⁷³⁾があり判決特報があり、會則、會報等があつて、豊富なものだ（以下略）

責任者（＝編集部長）は、『台湾民報』、『台湾商事報』、『台湾経世新報』の経営を行った経験もある袁和藤次郎で、発行人は1935（昭和10）年1月当時台北弁護士付屬通事會副會長の後藤末吉であつた。同誌は外地弁護士の声を伝える貴重な文献であるが、管見の限りでは国内には所蔵されていないため、参考のために国立台湾図書館所蔵分（第6号、第8-16号）の論說（「法政論壇」）部分の目次を掲げておく。⁽⁷⁴⁾

(73) 「新刊紹介」『台湾』第5巻第8号（1934年）61頁。

(74) 陳・前掲「日治時期的臺灣法曹」、269頁注（26）によれば、1934年8月刊行の創刊号は国立台湾大学法学院図書館二楼專門収藏日治時期雜誌期刊的収藏室に所蔵されているとのことであるが、2014年10月に同大学を訪問した際にはキャンパス移転に伴う圖書整理作業中のため所蔵を確認することができなかった。なお台湾日日新報の1934（昭和9）年11月5日付の「雜誌紹介」では1934年11月号（第4号？）の目次として、「人權問題は忘れられたのか（鵜澤總明）片々録（葉根莊主人）法律萬能の弊（米南（以下略））」が、1934年12月14日付の「雜

第6号（1935年1月1日発行）

米南（袁和藤次郎）「新理想主義を論ず」
横山市治「権利濫用に因る損害賠償責任に就て」
小山隼太「芸娼妓の自由廃業」
施炳訓「公業の本質と其の派下総会招集手続との関係に就て」
飯岡隆「司法制度改革案に就ての管見」
陳逸松「生命保険金請求事件に於ける管轄違の抗弁に就て」

第8号（1935年3月1日発行）

米南「新理想主義を論ず」
小山隼太「芸娼妓の自由廃業」
蔡式穀「地方自治制の改正に反対は不可欠」
一空禪師「矛盾問答」
春園生（蔡式穀）「人權蹂躪に就いて切に当局の反省を促す」
壽齊老逸「台湾弁護士協会に捧ぐ」

第9号（1935年4月1日発行）

米南「日本国体の真義」
横山市治「軍縮會議決裂せば？」

誌紹介」では12月号（第5号？）の目次として、「人權問題は忘れられたのか（鵜澤總明） 司法官会同に於ける訓示を読む（米南（以下略））」が、そして1935（昭和10）年2月6日付の「雑誌紹介」では1935年2月号（第7号？）の目次として、「鵜澤總明の『人權問題は忘れられたか』の特別寄稿をはじめとし、新理想主義を論ず（米南）藝娼妓の自由廃業（小山隼太）公業の本質云々（施炳訓）司法制度改革案管見（飯岡隆）■の豪華■バラバラ判決の一考察（■■■）等」が、紹介されている。

蔡式穀「時事雑感」

第10号（1935年5月1日発行）

飯岡隆「司法制度改革案に就ての管見（承前）」

壽齊老逸「美濃部問題の所感」

小山隼太「法治国思想の混乱」

第11号（1935年6月1日発行）

米南「国体明徴を徹底せよ」

横山市治「民法六百七十条第三項に所謂組合の常務に就て」

飯岡隆「司法制度改革案に就ての管見（承前）」

武井羽二郎「松井榮堯さんを悼む」

TY生「自治小言」

第12号（1935年7月5日発行）

米南「立法原理の革命」

庄司進一郎「「法曹」の憂鬱」

麥北散士「帝人事件の裁判」

眠月庵主人「ジユノウ號事件についての話（続き）」

第13号（1935年8月1日発行）

小山隼太「派下全員証明に対する若干の疑問（祭祀公業法制定の急務を提唱す）」

升堂学人「入札、投票、多数決」

張風謨「雜題二則」

小山隼太「書記の地位と任務（上）」

第14号（1935年9月5日発行）

横山市治「速かに悪法を葬れ」

升堂学人「入札、投票、多数決（承前）」

第15号（1935年10月5日発行）

施炳訓「公業廃止論」

升堂学人「入札、投票、多数決（承前）」

小山隼太「書記の地位と任務（中）」

第16号（1935年12月20日発行）

安保忠毅「天地の公道を誤る勿れ」

大里武八郎「ジュノー号事件と其飛沫」

小山隼太「廃刊年末雑記」

升堂学人「入札、投票、多数決（承前）」

IV. 解散——ジュノー号事件をめぐる内紛——

全島規模の団体として船出してから僅か4年で、協会はその活動に幕を下ろした。きっかけとなったのは、1935（昭和10）年のジュノー号事件である。

事件について簡単に説明しておく。1935（昭和10）年4月7日に、オランダ・

(75) ジュノー号事件に言及した邦語文献としては、鈴木忠信「ジュノー号事件の回

インデサタンク汽船会社所有のジュノー号が馬公要港小池湾に寄港したことがスパイ行為ではないかと疑われ、12日に船長が船舶法違反の疑いで台南地方法院高雄支部に起訴された。27日に罰金2,000円と船体没収の判決が下ったが、被告は控訴するとともに裁判管轄移転の申立を行い、5月22日に高等法院上告部は台北地方法院への管轄移転を認めた。そして6月10日、台北地方法院で罰金500円の判決が下り、同15日に確定した。

この事件が協会解散の引き金となったのは、一審でも弁護人を務めた長尾景徳、刑法学者で明治大学教授でもある岡田庄作とともに、協会の理事長の安保、理事の金子光太郎と養和が控訴審で被告人の弁護人を務めたことである。先述のとおり、被告人側は管轄移転を申立したのであるが、その理由は以下のようなものであった。

(前略) 高雄、台南両州下の海友会、在郷軍人、海軍々人其他民衆中、(中略) 我国の軍事上の機密を探知する目的を以て軍港内に闖入せる所謂スパイ行為にして、単なる海難を避くる為の寄港に非ずとなし、これを憎悪するの極、団体を組織し、又は個々に、或は法院に対し嘆願書を提出し、或は神社に参拝し、或は刊行物又は演説の方法により、或は殊更に軍服を着用して公判廷に出入する等、各種の行動を開始し、以て我国の軍機を保護する為、被告人を厳罰に処するの要ありと盛んに宣伝し、民心刺激の上、所轄法院を牽制し、以て其の目的を達せんとするの状、洵に顕著なるが故に、之が為、同院合議部に於て裁判を為すも、到底公平を維持すること能

顧」『法律時報』第29巻第4号(1957年)、同「ジュノー号事件(いわゆる第二の天津事件)」『法曹』第212号(1968年)、同『第二の天津事件 ジュノー号事件の全貌』(1977年)、菊池博「ジュノー号事件始末記——司法権を守った人々——」『法律時報』第34巻第11号(1962年)、鬼塚賢太郎「司法権の独立とその擁護者(二)」『東洋法学』第37巻第2号(1994年)、近藤正己『総力戦と台湾——日本植民地崩壊の研究——』(刀水書房、1996年)、駒込武「在台軍部と「反英運動」」松浦正孝編『昭和・アジア主義の実像』(ミネルヴァ書房、2007年所収)がある。

わざる虞ある（以下略）⁽⁷⁶⁾

軍部・在郷軍人会そして台南の一部有力者たちは、この申立理由を「臺南州下在郷軍人等が法院に牽制したりとの事實を捏造申述したるは、著しく帝國在郷軍人の名譽を毀損したるものにして嘆じて許す可からざるもの」（＝5月26日台南郷軍分会決議）と見なすとともに、管轄移転が認められたのは弁護士人たちが法院関係者に対する法廷外での働きかけを行ったからではないかと疑い、厳しく糾弾し始めた。⁽⁷⁷⁾ ちなみに、本来非公開である申立書を公にしたのは、台南弁護士会所属の協会会員で、同時に在郷軍人会台南分会副会長の肩書を持っていた井戸諫であった。安保の義弟で当時台北州警務課長であった鈴樹忠信の説明によれば、写しを最初に手に入れたのは台南新報社台北支局長の佐藤夜牛⁽⁷⁸⁾（大日本生産党総務の八幡博堂によれば、写しを渡したのは台南地方法院検察官長の石橋省吾⁽⁷⁹⁾）で、『台南新報』に掲載したが記事差止になったところ、井戸らが総督府警務局に掛け合せて手に入れ、5月26日の台南郷軍分会決議で公表したという⁽⁸⁰⁾。

弁護士による批判はこれにとどまらず、7月2日開催の台南政談演説大会では、井戸が、「國民として眞に非難すべき輩である。如何に職業とは云へ國を賣つて迄腹を肥し度ない。考へて見れば見る程身の毛がよだつ」⁽⁸¹⁾と気焰を上げたほか、和田二三松も、「彼等は何故に非の中心になつたか、それは彼等は表面司法權の獨立を主張しながら彼等自らが司法權の威信を傷けるが如き行動を

(76) 鈴樹・同上書、74-75頁。

(77) 軍部・在郷軍人以外にも、総督府記者団も6月12日に「紳士の假面を被る彼等に對し、茲に我々新聞人は總督府記者團の名に於て其の責任を問ふと同時に飽迄彼等の行動に對し糾弾せんとするものである」との宣言を発表した（吉崎勝雄『時局を射る（ジュノウ号事件の全貌）』、新高新報社、1935年、361頁）。

(78) 鈴樹・前掲『ジュノー号事件の全貌』、109頁注（1）。

(79) 八幡博堂「ジュノウ号事件顛末」『維新』第3卷第3号（1936年）127頁。

(80) 鈴樹・前掲「ジュノー号事件」、38-39頁。

(81) 吉崎・前掲『時局を射る』、368頁。

取つたからである⁽⁸²⁾と批判した。また、井戸、和田の両名は、7月15日に上京し、「貴衆兩院を通じて拓務、陸海軍、司法各主務大臣に對して實情を報告すると共に、今後の國防の完璧を期するために邁進しやうと云ふ⁽⁸³⁾」と伝えられている。なお井戸や和田以外にも、元台北弁護士会会長の小宮元之助⁽⁸⁴⁾や新營事件で活躍した安里積千代⁽⁸⁵⁾も同様に被告人弁護士に對し批判的な態度を示していた。

6月16日に大日本生産党が、安保、金子、蓑和らに公職辞任の勧告書を手交し、27日には台湾国防強化連盟が「弁護人の公職追放進言書」を提出するなど、被告人弁護士の言動を問題視する内台の団体は圧力を強めていった。また、7月9日には皇政会が、9月24日には大日本生産党が、安保が顧問を務める会社の顧問の即時解任を勧告した⁽⁸⁶⁾。こうした攻撃が執拗に繰り返された結果、ついに中川健蔵総督が「辯護士達が不正行爲を爲してゐることが事實ならば断乎たる處置を講じてもよいと思つてゐる⁽⁸⁷⁾」との談話を発表するに至つたのである。

安保らに對する批判は協会にも届いていた。台湾国防強化連盟から安保の解任勧告とともに管轄移転の真相解明を求められた協会は、これらの要求は退けたものの、7月13日に安保不在のなかで臨時理事会を開催し、鼓包美、松田宏

(82) 同上、369頁。

(83) 「井戸、和田両弁護士怪蘭船事件で上京？」『台湾』第6巻第8号（1935年）54頁。

(84) 小宮元之助「吾人司法上の責任」『台湾』第6巻第8号（1935年）22頁。なお小宮は、6月27日に「弁護人の公職追放進言書」を提出した台湾国防強化連盟に對し、「國家の爲めの御奮闘、正義の爲めの御熱誠生等感激之外は無之候」と7月21日に献金を行っている（「清貧の分を守り……とあつて小宮老弁護士が義気の献金」『台湾』第6巻第8号、1935年、28頁）。

(85) 安里積千代「明朗なるべき司法裁判に一抹の暗影を投じたる移管問題」『台湾』第6巻第8号（1935年）23-25頁。

(86) 鈴樹・前掲『ジュノー号事件の全貌』、130頁、138-139頁。

(87) 吉崎・前掲『時局を射る』、371頁、「蘭船ジュノウ号事件余燼」台南（1935年9月26日付）。

(88) 中川台湾総督閣下談「弁護士に不正があれば断乎たる處置を講じてもよい」『台湾』第6巻第8号（1935年）73頁。

一、柏原武夫に調査を行わせることにした。⁽⁸⁹⁾ 彼らは、台南地方法院長や第一審を担当した判官、検察官長、警務部長、郷軍会長などを訪問して調査を行い、9月28日開催の理事会で結果を報告しようとしたところ、突然安保から「報告は弁護士協會規約第二條に抵触するを以て報告は無効である」との緊急動議が提出された。⁽⁹⁰⁾ 3時間にも及ぶ議論の末、遠山景一、小山隼太、横山市治、渡部彌億が賛成、柏原武夫、松田宏一、樋口常彌、鼓包美が反対の意を明らかにし、安保の要求通り協会による調査結果の公表は見送られることになった。⁽⁹¹⁾

しかし、この理事会の判断は大きな波紋を呼び、10月25日、理事の津田毅一と松田宏一、そして、移管申立理由を公表した井戸諫を含む台南弁護士会所属の13名が協会脱退を表明した。⁽⁹²⁾ 翌26日、39名の参加者をもって第5回総会が開催されたが、2日目の27日に、増田武城ほか22名が提出した「協會解散ニ關スル件」が、賛成34名、反対2名で可決され、協会は解散を決定した。解散決議提出の理由は、「調査一切が闇より闇へと葬り去られるが如き状態にては最早本協會の存在意義を認めずとの論と協會の存在の爲め種々の掣肘を受けるを以て併存せざるを可と云ふ二途に分れた模様である」⁽⁹³⁾と報道されている。

総会1日目の晚餐会では、安保支持の渡部彌億と不支持の古屋貞雄の両理事が掴み合いの喧嘩をしたといわれており、事件の対応をめぐって理事の間でも

(89) 吉崎・前掲『時局を射る』、365-367頁。「ジュノー号事件に関する全島理事会」公論第13号（1935年）23頁。

(90) 吉崎・同上、372-373頁。

(91) 「ジュ号の調査報告五対四で否決さる」台日（1935年9月29日付）。

(92) 「台南市の弁護士協会脱退を決議」台日（1935年10月27日付）。理事会の結論に対する賛否は弁護士界にとどまらず、『台湾日日新報』には、「ああいふ事件は弁護士會の様な團體が調査し真相を明かにし國民の疑惑を解き將來の爲に圖るべきであるのに此事なきは遺憾である、斯ういふ調査をやるのが信用と公正を最も貴び國家社會のために努力する弁護士團の使命ではないかと思ふ」との「當地の要路」の感想が掲載されている（「ジュノウ号問題で某要路は語る」台日（1935年10月8日付））。

(93) 「台湾弁護士協会」台日（1935年10月28日付）。

意見の対立が見られた（文末【表 I】を参照）⁽⁹⁴⁾。台北弁護士会は以前から内部対立の様相を呈していたが、事件の現場となった台南の弁護士の間でも意見の対立があったようである。⁽⁹⁵⁾「全島辯護士は（中略）絶対数を以て安保反対派であつた⁽⁹⁶⁾」⁽⁹⁷⁾というのは言い過ぎかもしれないが、「ジュノウ號事件の紛糾から會員六十七名が二派に別れ、その統一が困難となり、内部的崩潰を來し⁽⁹⁸⁾」たという八幡の觀察は正鵠を得ているように思われる。

活動期間が短いこともあり、台湾支部と比較しても協会が成し遂げたことはあまり多くはない。業務改善、人権擁護、法制改革に着手したものの、どれも「道半ば」の感を拭うことはできない。しかし、不十分とはいえ本論が分析した限りでは、協会は近代法の定着に寄与し、また既存の法制に見直しを迫る側面があったことは否定できないものと思われる。次稿では、近代法継受のための人的条件の一つとして協会そしてそこに集った在台弁護士たちが具体的にいかなる役割を果たしたのかを明らかにしたい。

(94) 鈴樹・前掲「ジュノー号事件」、41頁。

(95) 前掲「歩合制度を中心に反役員派の暗躍」によれば、台北弁護士会では弁護士事務員の歩合制度全廃に反対する弁護士が、1935（昭和10）年5月11日開催の総会の「數日前より綿密なる連絡の下に暗躍を續けて」おり、その結果、役員選挙では反安保派の会長候補（有水常次郎）、副会長候補（川村淳）が肉薄し、常議員選挙では定員11名のうち反安保派が6名（有水常次郎、三谷仁鬼、神村三郎、川村淳、永山章次郎、石堂明治）が当選したという。なお、ここで反安保派に数えられている人物は弁護士協会の理事には名を連ねていない。このうち石堂は、ジュノー号事件との関係で、軍機保護のために厳罰を科する必要性を訴えていた（石堂弁護士「地図を見ただけでも懲役九年だ」『台湾』第6巻第6号、1935年、11頁、石堂明治「船舶法の改廃と単行法令」前掲『蘭船ジュノウ号事件を語る』、53頁）。

(96) 台南弁護士会所属者で、総会に参加したのは、芝沼栄作、白石保二、歐清石、柏原武夫の4名であった（前掲「台湾弁護士協会」）。

(97) 八幡・前掲「ジュノウ号事件顛末」、126頁。

(98) 同上、123頁。

【表 I】 1935 年 1 月時点での台湾弁護士協会幹部⁽⁹⁹⁾

協会役職	氏名	所属	登録	弁護士会役職 ⁽¹⁰⁰⁾	ジュノー号事件対応
理事長	安保忠毅	台北	1919	会長	控訴審弁護人
理事	金子光太郎		1923	副会長	控訴審弁護人
	養和藤次郎		1901	常議員	控訴審弁護人
	蔡式毅		1923	常議員	
	鼓包美		1927	常議員	反安保 ⁽¹⁰¹⁾ （動議反対）
	横山市治		1931	常議員	
	井川正直		1922		反安保？ ⁽¹⁰²⁾
	古屋貞雄		1927		反安保 ⁽¹⁰³⁾ （暴行騒動）
	小山隼太		1933		

(99) 【表 I】の作成は、主に公論第 6 号（1935 年）52 頁による。

(100) 台北弁護士会に関しては、「台北弁護士会総会」公論第 11 号（1935 年）27 頁に掲載されている 1935（昭和 10）年 5 月の改選結果を反映させた。

(101) 鈴樹・前掲『ジュノー号事件の全貌』、151 頁では反安保には数えられていない。ただし、当時鼓は親族が袴田里見のハウスキーパーであるとして検束されたことを理由に台北州協議会員等の公職を辞したばかりであり、この問題の対応に関して難しい立場にあったものと想像される（「鼓弁護士が公職を退く」台日、1935 年 3 月 27 日付、「鼓包美氏が公職を辞す」台日、1935 年 4 月 9 日付）。

(102) 1941（昭和 16）年 1 月のことであるが、井川は皇政会で「司法権統一と官界刷新」という演説を行っている（「皇政会で演説会」台日、1941 年 1 月 10 日付）。

(103) 古屋は、ジュノー号事件について、「非常時に於ける国防觀念の涵養特に臺灣が國防上重要な地位に有る點を全島民に熟知せしむる事」、「軍官民を擧げて至大の努力と細心の注意と熱意とを以て防備に當り、本島近海に怪船の出現等を未然に防止すべき事」、「判決の社會的妥當性を望む（判決技術に墮せざる事）」と述べている（古屋貞雄「判決技術に墮する勿れ」『台湾』第 6 卷第 8 号、1935 年、12 頁）。

協会役職	氏名	所属	登録	弁護士会役職	ジュノー号事件対応
理事	野津三次郎	台中	1904	会長	
	加賀龍夫		1929		
	遠山景一		1931		反安保 ⁽¹⁰⁴⁾ ?
	山下季重		1932		
	渡部彌億		1922		
	芝沼榮作	台南	1930	会長	
	中山孝一		1932	副会長	
	津田毅一		1917	常議員会議長	反安保（脱会）
	樋口常彌		1926		反安保（動議反対）
	沈榮		1931		
	柏原武夫		1931		反安保（動議反対）
	松田宏一		1932		反安保（動議反対・脱会）

【附記】 本研究は、「2012年度神戸大学大学院法学研究科若手研究者研究助成」、「JSPS 科研費（25780003）」、「2013年度JFE21世紀財団アジア歴史研究助成」の助成を受けたものである。

(104) 1937（昭和12）年5月のことであるが、遠山は大日本生産党の第1回全島代表者会議に参加し委員に選出されている。ちなみにこのとき議長に選出されたのは、ともに台湾改進黨に参加していた弁護士の常見秀夫であった（「生産党の第一回全島代表者会議」台日、1937年5月10日付）。